

愛媛県報

発行 愛媛 媛県

第2566号

平成26年4月30日水曜日 第2566号

◇ 目 次 ◇
告 示

特別保護地区の指定案の縦覧(2件)	(自然保護課)	348
特別保護地区の指定に関する公聴会の開催(2件)				
救急病院の協力申出	(医療対策課)	349
大規模小売店舗の廃止の届出				
松山港港湾計画の変更の概要	(港湾海岸課)	349
東予港港湾計画の変更の概要	(")	350
土地改良区役員の就退任の届出(6件)	. (中予地方局農村	整備第一課)	351
土地改良区役員の氏名の変更の届出	. (")	353
土地改良区役員の住所の変更の届出	. (")	353
建設業者の許可の取消し	(南予地	方局管理課)	353
道路の区域変更(県道宇和明浜線)	. (南予地方局西予	土木事務所)	354
道路の供用開始(")	. (")	354
落札者等の告示	(警察	本部会計課)	354
人事委員会告示				
平成26年職種別民間給与実態調査の実施	(人事委	員会事務局)	355

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第552号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成26年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定しようとする特別保護地区
- (1) 名称

三島嶺南鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

四国中央市金砂町柳瀬の柳瀬ダムえん堤西端を起点とし、ここから金砂湖の常時満水位の貯水線南岸に沿ってほぼ南西に進み、奥谷橋を経由し、更に、同岸をほぼ南西に進み、小川橋を経由し、更に、同岸をほぼ南西に進み、平野橋南端に至り、同橋を渡り、金砂湖北岸に出て、ここから同岸に沿ってほぼ北東に進み、同えん堤東端に至り、同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を図る。

定期的な巡視の実施により、区域内の落葉広葉樹林などの鳥 獣の生息環境を適切に保持し、鳥獣の安定的な生息に悪影響を 及ぼすことのないよう留意する。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班

○愛媛県告示第553号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。 以下「法」という。)第29条第1項の規定により指定しようとする 特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び中予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定しようとする特別保護地区
- (1) 名称

佐礼谷鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

伊予市中山町佐礼谷の仁生川橋西端を起点とし、ここから県 道広田双海線を南西ないしほぼ西に進み、犬寄部落に至る。こ こから通称赤海山の稜線を北東に進み、市道赤海線と県道中山 伊予線との交点に至り、ここから同県道を南ないし南西に進み、 県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、 起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

佐礼谷鳥獣保護区のうち、北部の特に良好な鳥獣の生息環境 となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域 に生息する鳥類の生息環境を保全する。

また、定期的に巡視を実施し、鳥獣の安定的な生息に著しい 影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれ あいの場、環境教育の場として活用を図る。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

中予地方局産業経済部森林林業課

○愛媛県告示第554号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、 次のとおり公聴会を開催する。

平成26年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成26年6月3日(火)午前10時30分
- 2 場所 四国中央市金砂平野山232

四国中央市役所嶺南公民館2階大会議室

- 3 案件 次の特別保護地区の指定
- (1) 名称 三島嶺南鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域 四国中央市金砂町柳瀬の柳瀬ダムえん堤西端を起点とし、ここから金砂湖の常時満水位の貯水線南岸に沿ってほぼ南西に進み、奥谷橋を経由し、更に、同岸をほぼ南西に進み、小川橋を経由し、更に、同岸をほぼ南西に進み、平野橋南端に至り、同橋を渡り、金砂湖北岸に出て、ここから同岸に沿ってほぼ北東に進み、同えん堤東端に至り、同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から

平成36年10月31日まで

4 その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。

東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班

(電話 0896 - 23 - 2393)

○愛媛県告示第555号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、 次のとおり公聴会を開催する。

平成26年 4 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成26年5月22日(木)午後1時30分
- 2 場所 伊予市市場127 1

伊予市農業振興センター第2会議室

- 3 案件 次の特別保護地区の指定
- (1) 名称 佐礼谷鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域 伊予市中山町佐礼谷の仁生川橋西端を起点とし、ここから県道広田双海線を南西ないしほぼ西に進み、犬寄部落に至る。ここから通称赤海山の稜線を北東に進み、市道赤海線と県道中山伊予線との交点に至り、ここから同県道を南ないし南西に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域
- (3) 存続期間 平成26年11月1日から

平成36年10月31日まで

4 その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。

中予地方局産業経済部森林林業課

(電話 089 - 909 - 8767)

○愛媛県告示第556号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

平成26年 4 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
西条市民病院		西条市 番地	小松町妙口	甲1521	医療法人北辰会	平成29年 4月24日 まで

○愛媛県告示第557号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成26年 4 月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗	大規模小売店舗	大規模小売店舗内の店舗面積の
の名称	の所在地	合計が基準面積以下となる日
エディオン松山本 店	松山市宮田町188 - 1	平成26年 4 月20日

○愛媛県告示第558号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、松山港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成26年 4 月30日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要(平成5年8月愛媛県告示第1071号)によりその概要を告示した松山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

外郭施設計画

防波堤

地区名	名 称	延長(メートル)
吉田浜	吉田北防波堤	80

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第559号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、東予港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

- 11. - C. (11 - - 11. - C. (11 - - 11. - C. (11 - - 11. -

平成26年 4 月30日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 港湾計画の変更の概要

東予港港湾計画の変更の概要(平成17年5月愛媛県告示第1028号)によりその概要を告示した東予港港湾計画について変更した 事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

ア 航路

既設の港湾施設を変更する事項

地区	区名	名 称	水深(メートル)	幅員(メートル)
中	央	中央航路	7 5	190

既定計画を削除する事項

地区名	名 称	水深(メートル)	幅員(メートル)
中 央 壬 生 川	中央・壬 生川航路	7 5	170

イ 泊地

追加する事項

地区名		水深(メートル)	面積(ヘクタール)	
中	ф	7 5	13	
"	央	5.0	1	

既定計画を削除する事項

地区名	水深(メートル)	面積 (ヘクタール)
壬 生 川	7 5	14

(2) 外郭施設計画

防波堤

既定計画を削除する事項

地区名	名 称	延長(メートル)
壬 生 川	壬生川防波堤(東 - 2)	830

(3) 係留施設計画

岸壁

既定計画を変更する事項

地区名	公共用又は 専用の別	水深 (メ ートル)	バース数又 は延長	用途
		5 D	1バース	一般船用
中央	公共用	7 5	1バース	一般船用及び フェリー船用

既設の港湾施設を廃止する事項

地区名	公共用又は 専用の別	水深 (メ ートル)	バース数又 は延長	用途
中央	公共用	5.0	2 バース	一般船用

(4) 臨港交通施設計画

道路

既設の港湾施設を変更する事項

名 称	起点	終点	車線数
臨港道路中央港線	新中央岸壁	県 道 壬生川港小松線	2

既定計画を削除する事項

名 称	起点	終点	車線数
臨 港 道 路 壬生川ふ頭線	壬生川ふ頭	臨港道路北条線	2

(5) 港湾環境整備施設計画

緑地

既定計画を変更する事項

地区名		面積(ヘクタール)
中	央	3

(6) 土地利用計画

既定計画を変更する事項

地区名	面積(ヘクタール)	用 途
	3(3)	ふ頭用地
	4(4)	港湾関連用地
中央	149 (149)	工業用地
	2(2)	交通機能用地
	3(3)	緑地
	7(7)	ふ頭用地
	3(3)	港湾関連用地
壬生川	183 (183)	工業用地
	5(5)	交通機能用地
	1(1)	緑地

注 ()の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に 隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画を示す。

(7) その他の計画

ア 大規模地震対策施設計画

既定計画を変更する事項

地区名	名 称	数	量
	岸壁 (水深7 5メートル)		1バース

中	央	緑地	3ヘクタール
		臨港道路中央港線	2 車線

イ 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能する ために必要な施設

既定計画を変更する事項

地区	区名	名 称	数	鮰
中	央	岸壁 (水深7 5メートル)		1バース

既設の港湾施設を変更する事項

地區	区名	名 称	数	量
_	ф.	航路(水深75メートル)	幅員190	メートル
中 央 	大	臨港道路中央港線		2 車線

追加する事項

地区	区名	名 称	数	量
中	央	泊地 (水深7 5メートル)	13^	クタール

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第560号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 4 月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏	名	住 所	
理事	池田	直俊	松山市西長戸町817番地	
"	森 田	久 典	松山市西長戸町820番地	
"	松岡	英 樹	松山市西長戸町718番地	
"	西岡	良一	松山市船ヶ谷町4番地1	
"	井手内	正史	松山市西長戸町110番地 1	
"	渡 部	富 博	松山市西長戸町951番地 2	
"	三 宗	清 司	松山市西長戸町乙1002番地4	
"	田所	東洋志	松山市西長戸町878番地	
"	森田	利 博	松山市船ヶ谷町95番地	
監事	田所	章 二	松山市西長戸町330番地	
"	夏井	正寛	松山市西長戸町837番地 1	

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	田所	遒	松山市西長戸町乙1021番地	
"	池田	直俊	松山市西長戸町817番地	
"	井手内	正史	松山市西長戸町110番地 1	
"	田所	章二	松山市西長戸町300番地	
"	松岡	英 樹	松山市西長戸町718番地	
"	森田	勇 治	松山市西長戸町489番地 1	

"	夏井	正寛	松山市西長戸町837番地 1
"	西岡	良一	松山市船ヶ谷町4番地1
"	森田	寿 雄	松山市船ヶ谷町210番地
監事	渡 部	澄雄	松山市西長戸町310番地
"	森田	正泰	松山市西長戸町865番地

○愛媛県告示第561号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市市坪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成26年 4 月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏			名	住 所
理事	本	田	省	=	松山市市坪南二丁目8番1号
"	本	田	敏	郎	松山市市坪南二丁目12番 1 号
"	本	田	孝	志	松山市市坪南二丁目15番29号
"	池	内		功	松山市市坪南二丁目2番3号
"	本	田	博	子	松山市市坪北二丁目 6 番18号
"	本	田	重	徳	松山市市坪南一丁目4番7号
"	本	田	昌	生	松山市市坪南一丁目 5 番20号
監事	本	田	英元	忠郎	松山市市坪南二丁目11番10号
"	渡	部	昭	Ξ	松山市市坪北二丁目 5 番29号

退任

役員の種類	氏			名	住 所
理事	本	田	省	=	松山市市坪南二丁目8番1号
"	本	田	敏	郎	松山市市坪南二丁目12番 1 号
"	本	田	孝	志	松山市市坪南二丁目15番29号
"	池	内		功	松山市市坪南二丁目2番3号
"	今	村	光	義	松山市市坪北二丁目11番3号
"	本	田	重	徳	松山市市坪南一丁目4番7号
"	池	内		清	松山市市坪南二丁目 6 番19号
監 事	本	田	英記	忠郎	松山市市坪南二丁目11番10号
"	渡	部	昭	Ξ	松山市市坪北二丁目 5 番29号

○愛媛県告示第562号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 4 月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

氏	,	名		住	所
野	本	幸	忠	松山市吉藤五丁目1564番地	
白	石	文	雄	松山市吉藤五丁目1274番地	
藤	野		進	松山市吉藤五丁目15番1号	
白	石	信	昭	松山市吉藤五丁目1233番地	
能	田	光	春	松山市吉藤五丁目1129番地	
	野白藤白	白 石藤野白 石	野 本 幸 白	野 本 幸 忠 白 石 文 雄 藤 野 進 白 石 信 昭	野本幸忠 松山市吉藤五丁目1564番地台石文雄 協野 雄松山市吉藤五丁目1274番地松山市吉藤五丁目15番1号台石信昭

"	藤	原	克	行	松山市吉藤五丁目18番24号
"	吉	Ш	宗	徳	松山市吉藤二丁目13番6号
"	白	石	忠	雄	松山市吉藤五丁目1234番地
"	能	田	雅	雄	松山市吉藤五丁目1124番地 2
"	石	橋	靖	得	松山市吉藤五丁目1088番地
"	玉	井	俊	郎	松山市吉藤五丁目4番7号
"	藤	原	竹	雄	松山市吉藤五丁目10番48号
"	玉	井	義	_	松山市吉藤五丁目8番10号
"	森		禎	郎	松山市吉藤五丁目10番26号
"	野	本	恭	志	松山市吉藤五丁目20番46号
"	野	本	浅	_	松山市吉藤五丁目18番28号
"	門	屋		誠	松山市吉藤一丁目3番16号
"	門	屋	昭	弘	松山市吉藤二丁目19番19号
"	吉	Ш	庄	_	松山市吉藤二丁目 5番24号
"	野	本	時	生	松山市吉藤五丁目1571番地
監事	光	峰	利	武	松山市吉藤五丁目9番2号
"	光	峰	早	教	松山市吉藤一丁目4番6号
"	松	岡	徳	征	松山市吉藤五丁目1222番地 1

退 任

W 1I	•		,	
役員の種類	氏	名	住	所
理事	松岡	徳 征	松山市吉藤五丁目1222番地 1	
"	能田	和男	松山市吉藤五丁目1159番地 4	
"	藤原	英助	松山市吉藤五丁目 9 番35号	
"	白石	修一	松山市吉藤五丁目4番8号	
"	門屋	董力	松山市吉藤一丁目3番17号	
"	白石	正彦	松山市吉藤四丁目 5 番59号	
"	光峰	英臣	松山市吉藤一丁目3番5号	
"	白石	文 雄	松山市吉藤五丁目1274番地	
"	能 田	光春	松山市吉藤五丁目1129番地	
"	田房	洋 人	松山市吉藤五丁目10番30号	
"	野本	幸忠	松山市吉藤五丁目1564番地	
"	野本	. 貢	松山市吉藤五丁目22番 6 号	
"	光峰	早教	松山市吉藤一丁目4番6号	
"	野本	幸廣	松山市吉藤五丁目9番4号	
"	藤野	進	松山市吉藤五丁目15番 1 号	
"	野本	武春	松山市吉藤五丁目1640番地	
"	玉井	伊織	松山市吉藤五丁目10番10号	
"	大北	; 数 義	松山市吉藤二丁目15番10号	
"	吉川	庄 一	松山市吉藤二丁目 5番24号	
"	野本	恭志	松山市吉藤五丁目20番46号	
監事	光峰	利武	松山市吉藤五丁目9番2号	
"	能 田	清 志	松山市吉藤五丁目1131番地 2	
"	二神	政 志	松山市吉藤五丁目11番1号	
1	l		1	

○愛媛県告示第563号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市居相土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成26年4月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
監事	堀川	満幸	松山市居相五丁目 5 番15号	

退任

役員の種類	氏 名		住	所
監事	玉井	良昭	松山市居相二丁目1番1号	

○愛媛県告示第564号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 東温市揚畑田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

平成26年 4 月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏		名		住	所
理事	江	戸	秀	行	東温市北方1795番地	
"	加	藤	克	己	東温市松瀬川82番地	
"	佐	伯		浩	東温市北方1675番地	
"	花	Щ	力	_	東温市北方1803番地	
"	秋	Щ		靖	東温市北方1692番地	
監事	伊	賀	崇	煕	東温市北方1744番地	
"	藤	井		昇	東温市北方1814番地 6	

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	江	戸	秀	行	東温市北方1795番地	
"	加	藤	克	己	東温市松瀬川82番地	
"	佐	伯		浩	東温市北方1675番地	
"	花	Щ	力	_	東温市北方1803番地	
"	秋	Щ		靖	東温市北方1692番地	
監事	伊	賀	崇	熙	東温市北方1744番地	
"	藤	井		昇	東温市北方1814番地 6	

○愛媛県告示第565号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 東温市南方土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成26年 4 月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏	名	住 所	
理事	岡 部 泊	美	東温市南方1564番地 3	
"	高須賀 着	義	東温市南方1472番地	
"	黒川盛	弦 昭	東温市南方1512番地	
"	高木多	文 雄	東温市南方733番地 2	

"	戸	田	敏	治	東温市南方36番地4
"	高	市	伸	夫	東温市北方2289番地 3
"	田	中	光	躬	東温市南方577番地
"	渋	谷	忠	良	東温市南方248番地 3
"	菅			久	東温市南方312番地
"	宮	本	利	則	東温市南方2103番地
"	渡	部	東	吾	東温市南方2482番地
"	菅	野	好	昭	東温市南方2524番地 5
"	渡	部		強	東温市南方2150番地
"	田井	‡野	弘	_	東温市志津川乙1番地2
"	大	西	幸	藏	東温市南方1444番地 1
"	菅	野	隆	弘	東温市南方1741番地
"	細	Ш	義	文	東温市南方2400番地
"	菅		久	吉	東温市南方2628番地 3
"	中	村	睦	雄	東温市南方2683番地 1
"	菅	野	矩	男	東温市南方1248番地
監事	戸	田	道	尚	東温市南方315番地
"	菅		豊	幸	東温市南方2730番地

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	岡部	洋夫	東温市南方1564番地3	
"	黒川	一 豊	東温市南方1377番地 3	
"	高須賀	春 義	東温市南方1472番地	
"	黒川	盛昭	東温市南方1512番地	
"	高木	安雄	東温市南方733番地 2	
"	戸田	敏 治	東温市南方36番地4	
"	高市	伸 夫	東温市北方2289番地 3	
"	田中	光射	東温市南方577番地	
"	渋 谷	忠良	東温市南方248番地 3	
"	菅	久	東温市南方312番地	
"	宮本	利 則	東温市南方2103番地	
"	細川	頼 男	東温市南方2005番地 3	
"	渡部	東吾	東温市南方2482番地	

"	菅 野 好 昭	東温市南方2524番地 5
"	石 川 五百里	東温市南方2631番地 1
"	藤原久則	東温市南方2747番地 1
"	松本良彰	東温市南方1729番地
"	渡 部 強	東温市南方2150番地
"	田井野 弘 一	東温市志津川乙1番地2
"	桑原誠二	東温市南方1241番地 1
監事	渡部憲幸	東温市南方1759番地 7
"	大 西 幸 藏	東温市南方1444番地 1

○愛媛県告示第566号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨 の届出があった。

平成26年 4 月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

役員の種類	氏	名
収貝の性料	変 更 前	変 更 後
監事	瀧本久志	滝 本 久 志

○愛媛県告示第567号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市古川土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届 出があった。

平成26年 4 月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

役員種	の	氏		Æ		Æ		名	住	所
種	類	L	•	10	変 更 前	変 更 後				
理	事	有	光	晃	松山市古川南二丁目 8 番21号	松山市古川南二丁目13 番21号				

○愛媛県告示第568号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成26年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 20)第16446号	平成21年 3月4日	二神海事(株)	二神 孝	大洲市長浜町黒田甲617 番地の10	平成26年 3月3日	土木工事業 とび・土木工事業 石工事業	建設業の廃止
(般 - 22)第3342号	平成23年 6 月25日	合名会社 宮崎建設	宮崎幸子	北宇和郡松野町大字豊岡 271	平成26年 3月18日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 23)第14861号	平成23年 11月16日	谷口住建(有)	谷口 福好	大洲市新谷甲1900番地	平成26年 3月19日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 24)第6841号	平成24年 7月27日	(株)小関電工	小関 久志	宇和島市保田甲287	平成26年 3月19日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-22)第11972号	平成22年 7月9日	南部工業(有)	竹林多美子	大洲市平野町野田1715番 地 6	平成26年 3月27日	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第569号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成26年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種	類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備	考
							キロメートル 0.137				
県	道	宇	和明浜	線	西予市明浜町俵津3番耕地1030番1 同町俵津3番耕地1018番1地先まで		*C	7 .0 ~ 18 .8	0 .137	7	
					新	27 .6 ~ 88 .0	0 .146				
ı	, *	1	≠ n n□:⊂	4 白	西予市明浜町俵津2番耕地1327番4地先から 旧 8.0~ 同町俵津3番耕地937番地先まで	8 .0 ~ 12 .4	0 .184				
県	道	Ŧ	和明浜	級	西予市明浜町俵津2番耕地1327番4 同町俵津3番耕地937番地先まで	新 11 亿	11 .0 ~ 49 .6	0 .184			
ı	道	宇和明浜線			西予市明浜町俵津3番耕地937番地 同町俵津2番耕地1313番2地先まで		旧	5 8 ~ 12 0	0 .448		
県			于和明洪線	西予市明浜町俵津3番耕地937番地先から 新 16.0~94.4 同町俵津2番耕地1313番2まで						0 .420	

○愛媛県告示第570号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成26年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路 0	D種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	宇	和明浜	線		西予市明浜町俵津3番耕地1030番1地先から 同町俵津3番耕地1018番1地先まで						平成26年 4 月30日
県	道	宇	和明浜	線	西予市明浜町俵 同町俵津3番耕			16				平成26年 4 月30日
県	道	宇	和明浜	線	西予市明浜町俵津3番耕地937番地先から 同町俵津2番耕地1313番2まで						平成26年 4 月30日	

○愛媛県告示第571号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成26年4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の 名称及び数量	契約に関する事務を担 当する機関の名称及び 所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	契約の相手方を 決定した手続き	随意契約にした理由
東芝製IC運転免許証 作成用消耗品 カード(新規、一般、優 良)				単価 143 ,856円		契約の相手方のみ調達できる物品であるため、地方自 治法施行令第167条の2第 1項第2号の規定を適用し
東芝製IC運転免許証 作成用消耗品 インクリボン(イエロー、 マゼンダ、シアン)	愛媛県警察本部		株式会社東芝 四国支社	単価 27 ,345円		随意契約とした。
東芝製IC運転免許証 作成用消耗品インクリボ ン(クロ)	警務部会計課 愛媛県松山市 南堀端町2番地2	平成26年4月1日	支社長 瀬田 肇 高松市寿町二丁目 2番7号	単価 14 ,364円	随意契約	

東芝製IC運転免許証 作成用消耗品 免許証保護膜UVCリボ ン		単価 32 ,724円		
東芝製IC運転免許証 作成用消耗品 免許証ラミネートオーバ ーコートリボン		単価 13 ,975円		

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第3号

平成26年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)第3条第2項の規定により告示する。

平成26年4月30日

愛媛県人事委員会

委員長 宇都宮 嘉 忠

1 調査の目的

地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための 基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所

- 3 報告を求める事項
- (1) 事業所に関すること。
- (2) 給与制度に関すること。
- (3) 従業員の給与に関すること。
- (4) 採用に関すること。
- (5) その他勤務条件に関すること。
- 4 報告を求める事項の基準となる期日 平成26年4月分の最終給与締切日
- 5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの

- 6 報告を求めるために用いる方法
 - 実地調査
- 7 報告を求める期間

平成26年5月1日(木)から同年6月18日(水)まで

平成26年 4 月30日 発行 355